

# アメリカ合衆国のヒト・クローニングに関する各州の制定法

\*\*\*\*\*

河原 直人 (国立成育医療センター研究所成育政策科学研究部共同研究員

早稲田大学 国際バイオエシックス・バイオ法研究所客員研究員

／生命倫理学)

出典：(<http://www.ncsl.org/programs/health/genetics/embfet.htm>)

更新：2004年3月12日

\*以下は、全米州議会連盟 (NCSL ; National Conference of State Legislatures) のウェブサイト (<http://www.ncsl.org/>) にある「ヒト・クローニングに関する各州の制定法」の比較表および解説を邦訳したものである。これは、他の拙訳同様、あくまでも暫定的に、NCSL ウェブサイト上で報告された、最近の代表的な州法に関する情報である。本稿では、なるべく原文に即して訳出することで、米国各州の傾向を概観すべく試みた。

但し、以下の情報は必ずしも完全なものではない。現在の各州の法律に照らして、さらに追加や修正を加えるべき箇所が多いことについても、留意が必要である。

変化を続ける全米の州法の動向を、定点的に捉えて分析・比較することは難しい。しかしながら、拙訳に関連する他執筆者の論考についても、併せてご参照頂くことで、より精度の高い詳細なアプローチが可能になるものと信じている。

2003年4月号の『State Legislatures』誌上で公開されている、ヒト・クローンに関する NCSL (National Conference of State Legislatures) の雑誌記事『Attack of the Clones ([http://www.ncsl.org/programs/pubs/03SLApr\\_Cloning.pdf](http://www.ncsl.org/programs/pubs/03SLApr_Cloning.pdf))』は現在利用可能である。

\*この記事は、2003年のアーカンソー州、ルイジアナ州、ニュージャージー州、ノースダコタ州のヒト・クローニングに関する法律の変化を反映するものではない。現在の州法については、下表参照のこと。

=====

9つの州がヒト・クローニングに関する法律を有している。この問題は、生殖的クローニング、あるいは、妊娠を起こさせるクローニングを禁じるカリフォルニア州によって、1997年に最初に取り組みされた。それ以後、他の8つの州— アーカンソー州、アイオワ州、ミシガン州、ロードアイランド州、ノースダコタ州、ヴァージニア州、ニュージャージー州、最近では、サウスダコタ州が、

生殖的クローニングを禁止する法案を立法化した。ミズーリ州は、ヒト・クローニング研究のための公的資金の使用を禁じている。ルイジアナ州もまた、生殖的クローニングを禁止する法律を制定したが、同法は2003年7月に満期失効した。

アーカンソー州、アイオワ州、ミシガン州、ノースダコタ州、および、サウスダコタ州は、禁止する範囲を、治療的クローニング、あるいは、研究目的でのクローニングにまで広げている。ヴァージニア州法もまた、如何なる目的でのヒト・クローニングも禁じるものであろう。しかし、同法は、ヒト・クローニングの定義において用いられる「ヒト」という用語の意味を明確にしていないがゆえに、不明瞭であるかも知れない。ロードアイランド州法は、研究のためのクローニングを禁止していない。また、カリフォルニア州やニュージャージー州のヒト・クローニングの法律は、研究目的でのクローニングについて、特に許可をしている。

ヒト・クローニングに関する各州の制定法の概要

州	制定法・引用箇所	要約	生殖的クローニングを禁止	治療的クローニングを禁止
アーカンソー	SB185 (2003)法案	治療的クローニング及び生殖的クローニングを禁止；ヒト・クローニング産生物を輸送、移送、受領してはならない；ヒト・クローニングはC級重罪として処罰され、少なくとも250,000ドル以上の罰金、あるいは、人や法人などによって受け取られる金銭的利益を得たならば、如何なる場合も、その総額の2倍以上の科料	Yes	Yes
カリフォルニア	企業・職業法 §16004, §16105 保健及び安全法 §24185, §24187 §24189, §12115-7	生殖的クローニングを禁止；クローン胚の使用を含めた胚性幹細胞研究を許可；ヒト・クローニングに関する違反については、企業に発行される免許の取消を規定；ヒト・クローニングの目的での卵子、接合子、胚、胎児の購入あるいは売却を禁止；民事罰を制定	Yes	No
アイオワ	707B.1 to 4	如何なる目的でのヒト・クローニングも禁止；如何なる目的でのヒト・クローン胚の移送・受領も禁止、あるいは、ヒト・クローニング目的での受精卵、ヒト胚、胎児、ヒト体細胞の移送・受領も禁止；ヒト・クローニングはC級重罪として処罰され得る；輸送や受領は、軽罪が加重事由を伴うものとして処罰され得る；同法違反によって、金銭的利益を得たならば、その総額の2倍の科料；違反によって免許取消、あるいは、取引・業務の証明の拒否または取消	Yes	Yes
ミシガン	§§333.26401 to 06 §333.16274 §16275, §20197 §750.430a	如何なる目的でのヒト・クローニングも禁止；ヒト・クローニングのために州の財源を使用することを禁止；民事罰および刑事罰を制定	Yes	Yes
ミズーリ	§1.217	胚から新生児に至る発達を調べるヒト・クローニング研究のために、州の財源を使用することを禁止	州の財源を使用することを禁止	No
ニュージャージー	SB1909/AB2840 法案 (2002-2003)	幹細胞研究のためのヒト・クローニングを許可；生殖的クローニングを禁止、第一級の犯罪として処罰され得る；胚や胎児の組織については提供を除いて、購入や売却を禁止。第三級の犯罪として処罰され、50,000ドルまでの罰金	Yes	No

ノースダコタ	2003HB 1424 法案	治療的クローニング及び生殖的クローニングを禁止；ヒト・クローニング産生物を移送・受領してはならない；全体であれ部分であれ、ヒト・クローニング目的での如何なる受精卵、ヒト胚、ヒト胎児、あるいは、ヒト体細胞の移送・受領も禁止。クローニングあるいはクローニングを試みればC級重罪として処罰され、輸送や受領による違犯はA級軽罪として処罰され得る。	Yes	Yes
ロードアイランド	§23-16.4-1 to 4-4	妊娠を起させる目的でのヒト・クローニングを禁止；企業、会社、診療所、病院、研究所、研究機関が違反した場合は、民事罰を科せられ、1,000,000ドルまでの罰金、あるいは、金銭的利益を得たならば、如何なる場合も、その総額の2倍以上の科料；企業、会社、診療所、病院、研究所、研究機関の権限によるものではなく、個人あるいは従業員による違反の場合は、民事罰を科せられ、250,000ドルまでの罰金、あるいは、金銭的利益を得たならば、如何なる場合も、その総額の2倍以上の科料（失効期日 2007年7月7日）。	Yes	No
サウスダコタ	2003SB 184 法案	治療的クローニング及び生殖的クローニングを禁止；ヒト・クローニング産生物を移送・受領してはならない；全体であれ部分であれ、ヒト・クローニング目的での如何なる受精卵、ヒト胚、ヒト胎児、あるいは、ヒト体細胞の移送・受領も禁止。クローニングあるいはクローニングを試みれば、重罪として処罰され、2,000ドルまでの民事罰、あるいは、金銭的利益を得たならば、如何なる介入であれ、その総額の2倍の科料	Yes	Yes
ヴァージニア	§32.1-162.32-2	生殖的クローニングを禁止；治療的クローニングも禁止し得るが、ヒト・クローニングの定義において用いられる「ヒト」という用語の意味が明確でないがゆえに不明瞭；ヒト・クローニングは、如何なる細胞源からであれ、ヒトの細胞から核を、除核された卵に移植すること、ヒトをつくり出すこと、あるいは、つくり出すと試みと定義されている；また、妊娠を起させること、あるいに関し、子宮環境内に体細胞核による産生物を移植、あるいは、移植しようとする試みも禁止；妊娠を起させることに関して、子宮環境内にそのような産生物を移植する目的での商業的な体細胞核移植による産生物の輸送あるいは受領も禁止；個々の事案につき、50,000ドルを超過しない額までの民事罰を制定している。	Yes	不明瞭

出典：NCSL (National Conference of State Legislatures)

# アメリカ合衆国の凍結胚の使用・保管・処分に関する 各州の制定法および判例

\*\*\*\*\*

河原 直人(国立成育医療センター研究所成育政策科学研究部共同研究員  
早稲田大学 国際バイオエシックス・バイオ法研究所客員研究員  
／生命倫理学)

出典：(<http://www.ncsl.org/programs/health/embryodisposition.htm>)

更新：2004年7月

\*以下は、全米州議会連盟 (NCSL; National Conference of State Legislatures) のウェブサイト (<http://www.ncsl.org/>) にある「凍結胚の使用・保管・処分に関する各州の制定法」の比較表および解説を邦訳したものである。これは、他の拙訳同様、あくまでも暫定的に、NCSL ウェブサイト上で報告された、最近の代表的な州法に関する情報である。本稿では、なるべく原文に即して訳出することで、米国各州の傾向を概観すべく試みた。

但し、以下の情報は必ずしも完全なものではない。現在の各州の法律に照らして、さらに追加や修正を加えるべき箇所が多いことについても、留意が必要である。

変化を続ける全米の州法の動向を、定期的に捉えて分析・比較することは難しい。しかしながら、拙訳に関連する他執筆者の論考についても、併せてご参照頂くことで、より精度の高い詳細なアプローチが可能になるものと信じている。

## 凍結胚の使用・保管・処分に関する各州の制定法および判例の概要

州	制定法・引用箇所
カリフォルニア	<p><u>California Penal Code § 367g (2003)</u> は、生殖補助技術において、精子、卵子、あるいは、胚の提供者の同意書に指定されている以外の方法で、精子、卵子、あるいは、胚を用いることを禁じている。同法はまた、胚や配偶子を移植するために、署名入りの同意書も必要としている。但し、認可された組織バンクに提供された精子の使用は除く。</p> <p><u>California Health and Safety Codes § 125315 (2003)</u> は、不妊症の人たちが、不妊治療によって残された如何なるヒト胚の処分についても、十分に情報を与えられた上で自発的選択が行えるよう、ヘルスケアの提供者たちが必要な情報を与えることが必要としている。不妊症の人たちには、あらゆる不使用の胚を保管すること、他者にそれらを提供すること、胚を毀滅すること、あるいは、残されている胚を研究のために提供すること等、幾つかの選択肢が提供されなければならない。</p>

コロラド	<u>Colorado Rev. Stat. §19-4-106 (2003)</u> は、親の立場についての問題と関係している。同法は、離婚の場合における、卵、精子、あるいは、胚の地位を明らかにしている。同法はまた、配偶者死亡後に懐胎した子の親の法的立場も明らかにしている。
フロリダ	<u>Fla. Stat. Ann. § 742.17</u> は、離婚、配偶者死亡、あるいは、他の如何なる予期せぬ状況が起こった場合も、カップルの卵、精子、初期胚の処分を認める文書による同意が必要としている。  <u>Fla. Stat. Ann. § 63.212 (2002)</u> は、事前の養子縁組の同意と関係している。その同意は、「生殖技術(fertility techniques)」を用いることを含み、体内・体外、卵の提供、あるいは胚の養子縁組のいずれにおいても、人工胚化、人工授精として定義されている。
ルイジアナ	<u>La. Rev. Stat. Ann. § 9:391.1</u> は、被相続人の死後に懐胎した如何なる子ども、被相続人が生存している配偶者に自身の配偶子を用いるよう記載した文書において、特に権限が与えられているならば、そのような被相続人嫡出の子とみなされると言明している。但し、被相続人の死後2年以内に、その配偶子を用いることで、生存している配偶者に生まれた子の場合に認められる。被相続人による相続において、如何なる相続人もその利益が、懐胎した子の出生によって減じられるが、父権否認の告訴は、そのような子の出生から1年以内とされる。
ノースダコタ	<u>N.D. Cent. Code § 14-18-03; 14-18-07</u> は、婚姻の無効や取り消し、あるいは、配偶者の死亡の後に懐胎した子の親の法的立場を明らかにしている。
オクラホマ	<u>Okla. Stat. tit. 10, § 556 (2000)</u> は、ヒト胚の提供と移植を正当なものとして認めている。同法は、医師によって用いられる一定の技術を必要としているが、文書による同意と守秘を要件とする。(HB 1338)
テキサス	<u>Tex. Family Code Ann. § 160.001, et seq.</u> は、統一親子法 (Uniform Parentage Act) を創設して、親の立場のみならず、母性や父性による決定の様々な側面について述べている。同法は、生殖補助による妊娠に署名同意する男女を必要としている。しかしながら、父親が署名しなくとも、それは必ずしも、彼が法的な父親ではないということを意味しない。
ヴァージニア	<u>Va. Code § 20-158(3)(B)</u> は、配偶者との離婚、あるいは、死亡の後に懐胎した子の親の法的立場を明らかにしている。
ワシントン	<u>Wash. Rev. Code § 26.26 (2002)</u> は、統一親子法を創設して、離婚や死亡の場合も含む、生殖補助によって出生した子の親の法的立場の解釈を明らかにしている。
ワイオミング	<u>Wyo. Stat. § 14-2-401, et seq. (2003)</u> は、ワイオミング統一親権法 (Wyoming Uniform Parentage Act) を創設。同法は「補助生殖(assisted reproduction)」を定義しているが、その定義には、子宮間 (子宮内) の人工授精、卵の提供、胚の提供、体外受精・胚移植、および、(卵) 細胞質内精子注入が含まれる。

州	判例
マサチューセッツ	<u>Woodward v. Commissioner of Social Security</u> (2002年1月) は、一定の制約された状況において、父の死後、生殖補助によって生まれた子が、マサチューセッツ無遺言相続法 (Massachusetts intestacy statute) のもとで、「生み出されたもの (issue)」として相続する権利を享受し得ることを示している。
ニュージャージー	<u>J.B. v. M.B.</u> (2000年6月) は、親になることを望まない前妻の利益に基づいて、冷凍胚を破壊することを認可した。夫は宗教的な理由によって胚が保存されることを望んだ。
ニューヨーク	<u>Maureen Kass v. Steven Kass</u> (1998年5月) は、そのカップルが体外受精の処置を始めた時になされた、承認された研究目的での体外受精プログラムへの前接合体の提供についての同意を支持した。争点は、当事者同士が婚姻している間、彼らが子をもてるよう補助するため、5年前に作られた5つの凍結保存された初期胚、あるいは「前接合体 (pre-zygotes)」の処分であった。現在は離婚した妻の Maureen Kass は、彼女が遺伝的な母親になる唯一の機会として、その前接合体が移植されることを望んだ。一方、夫の Steven Kass は、望まない父親になることは負担として反対した。
テネシー	<u>Davis v. Davis</u> , 842 S.W.2d 588, 597 (1992年) は、米国における凍結胚処分についての最初の判例となった。

出典 : NCSL (National Conference of State Legislatures)

# アメリカ合衆国の胎児殺に関する各州の制定法および判例

\*\*\*\*\*

河原 直人 (国立成育医療センター研究所成育政策科学研究部共同研究員)

早稲田大学 国際バイオエシックス・バイオ法研究所客員研究員

／生命倫理学)

出典：(<http://www.ncsl.org/programs/health/fethom.htm>)

更新：2004年11月

\*以下は、全米州議会連盟 (NCSL; National Conference of State Legislatures) のウェブサイト (<http://www.ncsl.org>) にある「胎児殺に関する各州の制定法および判例」の比較表および解説を邦訳したものである。これは、他の拙訳同様、あくまでも暫定的に、NCSL ウェブサイト上で報告された、最近の代表的な州法に関する情報である。本稿では、なるべく原文に即して訳出することで、米国各州の傾向を概観すべく試みた。

但し、以下の情報は必ずしも完全なものではない。現在の各州の法律に照らして、さらに追加や修正を加えるべき箇所が多いことについても、留意が必要である。

変化を続ける全米の州法の動向を、定点的に捉えて分析・比較することは難しい。しかしながら、拙訳に関連する他執筆者の論考についても、併せてご参照頂くことで、より精度の高い詳細なアプローチが可能になるものと信じている。

=====

胎児の権利をめぐる議論は立法の世界では新しいものではない。毎年、プロ・ライフとプロ・チョイスの支持者たちが、この論争で優位を占めようと互いに競り合っている。

最近の議論は、妊婦に対して、暴力的行為によって殺された胎児の方に焦点を当てている。法的アプローチは、そのような攻撃に対処すべく、不法死亡法 (wrongful death laws) についての市民活動を伴うか、あるいは、妊婦が犯罪に巻き込まれる時の刑事罰を増大させるということになる。

こうした法的活動は、妊婦に及ぼされる危害、続いて、彼女の妊娠状態が失われることに焦点を当てるが、胎児の権利に着目されることはない。

さらに議論を喚起するのは、妊婦への暴行を起訴するためのアプローチで、胎児の殺人あるいは「胎児殺 (feticide)」の法律のもとで、胎児を人 (person) として定義することを伴う。このような立法は、例えば、胎児保護法 (Fetal Protection Act)、出生前暴力被害者法 (Prenatal Victims of Violence Act)、暴力被害を受けた胎児に関する法 (Unborn Victim of Violence Act) といった名目のもとで、盛んに議論



されている。これらの法律を支持する人々は、しばしばプロ・ライフ支持者たちであったりするが、妊婦と胎児、双方の生命ともに明白に保護されるべきと述べている。彼らは、胎児殺人法はまさに、これらの事例について有罪を証明して、未だ出生していない子どもとその母親たちを保護する機会を提供するものであると主張している。

一方で、彼らは、胎児を保護する法律は、中絶を選ぶ女性の権利を侵害し得るものであると感じている。プロ・チョイス支持者たちは、そのような法律は、妊婦とはまったく別個なものとして、胎児に法的な立場を与え、女性とその赤子との互いに相異なる立場間に、もしかしたら相互関係を作り出すかも知れないと述べている。彼らはまた、その法律が、妊娠期間中の女性の行為 — 例えば、喫煙、飲酒、あるいは、ドラッグも適用対象となると解釈され得ることについても懸念している。彼らは、妊婦への暴行についての有罪が証明され、彼女のみがただ一人の被害者であると認められる傾向にある。

現在、少なくとも 32 州が胎児殺人法を有しており、その内の 30 州は制定法、2 州は判例法である。すなわち、アリゾナ、アーカンソー、カリフォルニア、フロリダ、ジョージア、アイダホ、イリノイ、インディア、アイオワ、ケンタッキー、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ミシシッピ、ミズーリ、ネブラスカ、ネヴァダ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、ペンシルヴァニア、ロードアイランド、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、ユタ、ヴァージニア、ワシントン、そして、ウィスコンシンの計 32 州である。少なくとも 15 州が、「如何なる妊娠状態においても (any state of gestation)」、「懐胎 (conception)」、「受精 (fertilization)」あるいは「受精後 (post-fertilization)」といった文言によって妊娠の初期段階に適用される、胎児殺に関する法律を有している (\* 印)。

#### 胎児殺に関する各州の制定法および判例の概要

州	制定法および判例の要約
アリゾナ*	<p><u>Ariz. Rev. Stat. Ann. §13-1103 (A)(5)</u> は、その母親が負わせられた身体的障害が如何なるものであっても、また、その未だ出生していない子ども (unborn child) が如何なる発達段階にあっても、その子どもの死を引き起こす者は、認識して (knowingly)、あるいは、未必の故意ないし認識ある過失 (recklessly) による故殺 (manslaughter) を犯すことになるということを言明している。</p> <p><u>Ariz. Rev. Stat. Ann. §13-702 (c)(10)</u> は、裁判所が判決を下すにあたり、未だ出生していない子どもが、如何なる発達段階にあっても、その死を引き起こす場合を含む、一定の刑の加重事由について考慮することを要件としている。</p>

アーカンソー	<p><u>Ark. Stat. Ann. §5.1.102 (13)(B)(i)(a)</u> は、「人 (person)」について、如何なる発達段階においても、子宮内の未だ出生していない子どもを含むと定義している。「未だ出生していない子ども」とは、妊娠 12 週以上の生存胎児を意味している。</p> <p><u>Ark. Stat. Ann. §5.10.101, 5.10.102, 5.10.103, 5.10.104, 5.10.105</u> は、死刑を科し得る謀殺 (capital murder)、第一級謀殺 (murder in the first degree)、第二級謀殺 (murder in the second degree)、故殺、過失致死 (negligent homicide) を定義している。</p>
カリフォルニア	<p><u>Cal. Pen Code §187 (a)</u> は、謀殺について、予謀 (malice aforethought) をもって、人間、あるいは、胎児を不法に殺害することと定義している。</p>
フロリダ	<p><u>Fla. Stat. Ann. §782.09</u> は、謀殺について、その母親が負わせられた損害が如何なるものであっても、未だ出生していないが、胎動のある (生きている) 子ども (an unborn quick child) を意図的に殺すこと (willful killing) と定義している。同法はまた、故殺も定義している。</p> <p><u>Fla. Stat. Ann. §782.071</u> は、「乗物による殺人」 (vehicular homicide) について、「その母親が負わせられた損害が如何なるものであっても、一方の同乗者の死亡、あるいは、重大な身体的損害を引き起こすような、未必の故意ないし認識ある過失のある方法 (reckless manner) による自動車の操作によって人間を殺すこと、あるいは、生育可能な胎児を殺すこと」と定義している。</p>
ジョージア	<p><u>Ga. Code Ann. §16-5-80</u> は、胎児殺人を定義している。故意に未だ出生していない子どもを殺す者は、その子どもが通常「胎動のある ; 生きている (quick)」と言われるような発育の段階にある限り、そのような子どもの母親が負わせられた損害が如何なるものであっても、胎児殺人の罪を犯すことになる。なお、胎児殺人の刑罰は、終身刑 (imprisonment for life) である。</p> <p><u>Ga. Code Ann. §40-6-393.1</u> は、乗物による胎児殺 (vehicular feticide) を定義し、刑罰を規定している。</p> <p><u>Ga. Code Ann. §52-7-12.3</u> は、船舶による胎児殺 (feticide by vessel) を定義し、刑罰を規定している。</p>
アイダホ*	<p><u>Idaho Sess. Law Chap. 330 (SB 1344) (2002)</u> は、謀殺は、一定の状況下、ヒト胚、あるいは、胎児を不法に殺すことを含むと説明している。また、故殺には、殺意なく (without malice)、ヒト胚、あるいは、胎児を不法に殺すことも含まれると定めている。同法はこれらの定義づけをしている。</p>
イリノイ*	<p><u>III. Rev. Stat. ch. 20 §301/40-5(9)</u> は、未必の故意ないし認識ある過失による殺人、あるいは、未だ出生していない子どもについての未必の故意ないし認識ある過失による殺人を付随している。</p> <p><u>III. Rev. Stat. ch. 20 §505/7</u> は、以下のような刑事上の罪を含んでいる。すなわち、未だ出生していない子どもについての意図的な殺人 (intentional homicide)、故意故殺 (voluntary manslaughter)、非故意故殺 (involuntary manslaughter)、未必の故意ないし認</p>

<p>イリノイ (続き)</p>	<p>識ある過失による殺人である。  <u>III.Rev.Stat.ch.225 §10/4.2</u>は、以下のような刑事上の罪を含んでいる。すなわち、未だ出生していない子どもについての意図的な殺人、故意故殺、非故意故殺、未必の故意ないし認識ある過失による殺人である。  <u>III.Rev.Stat.ch.720 §5/9-1.2, 5/9-2.1 及び 5/9-3.2</u>は、意図的な殺人、故殺、故意故殺を定義し、その定義には、未だ出生していない子どもを殺すことも含まれている。  <u>III.Rev.Stat.ch.720 §5/12-3.1, 5/12-3.2 (2004年追加)及び 5/12-4.4</u>は、暴行、及び、未だ出生していない子どもへの暴行を刑の加重事由として定義している。</p>
<p>インディアナ</p>	<p><u>Ind. Code Ann. §35-41-1-1</u>は、殺人を定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-41-1-4</u>は、身体的侵害行為 (bodily injury) を定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-41-1-14</u>は、「人(human being)」を「生まれてきて、生きている個人 (an individual who has been born and is alive)」と定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-41-1-25</u>は、「重大な身体的侵害 (serious bodily injury)」を「結果として胎児を失うことになる身体的侵害」と定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-42-1-3</u>は、故意故殺について、突然の体温上昇下、活動している間も、生育可能な状態に達している胎児を認識しながら (knowingly)、あるいは、意図的に (intentionally) 殺す者と定義している。同法は刑罰を規定している。  <u>Ind. Code Ann. §35-42-1-6</u>は、胎児殺について、生存状態で胎児を産み出す、あるいは、死亡状態の胎児を取り去る以外の意図によって、人間の妊娠状態を意図的に終結させることと定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-42-2-1.5</u>は、認識しながら (knowingly)、あるいは、意図的に (intentionally) 損害を人に負わせ、結果として胎児を失わせた者は、暴行の加重事由になると定義している。  <u>Ind. Code Ann. §35-50-2-9(b)(16)</u>は、殺人被害者が妊婦であり、結果として、殺人者が生育可能な状態に達している胎児を意図的に殺したと申し立てられた場合、死刑宣告、あるいは、仮出所なしの終身刑宣告のいずれかが求刑されることを州に認めている。</p>
<p>アイオワ</p>	<p><u>Iowa Code Ann. §707.7</u>は、胎児殺を定義している。妊娠第2期が終わった後に、人間の妊娠状態を意図的に (intentionally) 終結させる如何なる者も、胎児の死によって結果的に、胎児殺を犯すことになるとしている。</p>
<p>ケンタッキー</p>	<p><u>Ky. Rev. Stat. §532 HB108 (2004)</u>は、妊婦に危害を及ぼす、あるいは、殺す行為を犯す間、胎児を中絶させる、別個の犯罪によって、個人に罪を負わせることを州に認めている。  <u>Ky. Rev. Stat. §507A.010, §507A.020, §507A.030, §507A.040, §507A.050, §507A.060</u>は、「人 (person)」及び「未だ出生していない子ども」を定義している。なお、胎児殺 (fetal homicide) についても、第1級・第2級・第3級・第4級に定義されている。</p>

ルイジアナ*	<p><u>La. Rev. Stat. Ann. §14:2 (7), (11)</u>は、「人 (person)」について、受精して着床の瞬間から人間であると定義し、具現化しようとなかろうと、人の身体も含むものとしている。「未だ出生していない子ども」とは、受精し着床してから、出生に至るまでのヒトの種の如何なる個体をも意味するものである。</p> <p><u>La. Rev. Stat. Ann. § § 14:32.5, 14:32.6, 14:32.7, 14:32.8</u> は胎児殺を定義している。</p>
マサチューセッツ	<p><u>Commonwealth vs. Lawrence, 536 N.E.2d 571 (Mass. 1973)</u>は、女性の殺人、及び、その女性の妊娠 27 週の非故意故殺についての有罪を支持している。</p> <p><u>Commonwealth vs. Cass, 467 N.E.2d 1324 (Mass. 1984)</u>は、乗物による殺人 (vehicular homicide) についての制定法において、生育可能な胎児が「人(person)」という用語の範囲内にあるとする裁定を下している同判例は、<u>Mass. Gen. Law, ch.90 §24G</u> (vehicular homicide : 乗物による殺人)を参照している。</p>
ミシガン	<p><u>Mich. Comp. Laws Ann. §750.322</u> は、故殺を、その母親が負わせられた侵害が如何なるものであっても、未だ出生していないが胎動のある (生きている) 子どもを意図的に殺すこと (willful killing) と定義している。</p> <p><u>Mich. Comp. Laws Ann. §750.323</u> は、胎動のある (生きている) 子どもを妊娠している如何なる女性にも (any woman pregnant with a quick child)、医薬品を投与したり、器具や、その他の手段を用いて子どもを殺せば、その者は故殺の罪となると言明している。</p>
ミネソタ*	<p><u>Minn. Stat. §§609.205, 609.266, 609.2661~609.2665, 609.267, 609.2671, 609.268</u> 及び <u>609.269</u> は、未だ出生していない子どもについて定義している。同法は、妊婦への暴行、及び、それに引き続く未だ出生していない子どもへの危害についての刑罰を規定している。同法はまた、未だ出生していない子どもへの暴行も定義し、刑罰を規定している。同法は、謀殺、あるいは、未だ出生していない子どもの第1級・第2級・第3級謀殺について定義し、刑罰を規定している。</p> <p><u>2004 MN Laws, Chap. 283</u> は、乗物操作による刑事上の罪について、当該行為において未だ出生していない子どもが殺された場合、有罪となると言明している。同法はまた、この者が、罰として 10 年以内の禁固か、20,000 ドル以内の罰金支払、もしくは、その双方を宣告され得ることも述べている。(SB 58)</p>
ミシシッピ	<p><u>Miss. Code Ann. §97-3-37</u> は故殺を定義し、その母親が負わせられた損害が如何なるものであっても、未だ出生していないが胎動のある (生きている) 子どもを意図的に殺すこと (willful killing) もそれに含まれている。(SB 2869)</p> <p><u>Miss. Code Ann. §11.7.13</u> は、謀殺、あるいは、故殺としての、不法死亡に関する制定法 (wrongful death statute) における胎児の死亡も含んでいる。但し、その母親、あるいは、医療専門家によって遂行される医療処置、合法的に処方された医薬品の投薬に係る行為については、同法の適用除外である。</p>

ミズーリ*	<p><u>Mo. Ann. Stat. §565.300</u> は、小児保護法 (infant's protection act) を創設し、<b>嬰兒殺 (infanticide)</b> を定義している。同法は処罰、及び、その適用例外を規定している。完全ではないが部分的に出生している時、あるいは、出生した時に、過剰な行為によって生きている子どもに死をもたらした者は、<b>嬰兒殺の罪</b>で有罪となる。</p>
ネブラスカ*	<p><u>Neb. Rev. Stat. §28-388~28-394</u> は、<b>未出生児殺人法 (Homicide of the Unborn Child Act)</b> を創設している。同法は、<b>予謀殺 (premeditation)</b> と未だ出生していない子どもについて定義している。同法は、未だ出生していない子どもの殺人を第1級、第2級、及び、<b>故殺</b>と定義している。同法はまた、<b>乗物による殺人 (vehicular homicide)</b> についての処罰も規定している。</p> <p><u>2003 Bills LB 208</u> は、その効力のもとでの運用に関する条項を変更、自動車による殺人 (<b>motor vehicular homicide</b>) に関する条項を修正している。未だ出生していない子どもについて、自動車による過失致死の処罰を規定している。</p> <p><u>2003 Bills LB 294</u> は、不法死亡に関する判例 (<b>wrongful death cases</b>) において、未だ生まれていない子どもについての行為を認めている。</p>
ネヴァダ	<p><u>Nev. Rev. Stat. §200.210</u> は、その母親が負わせられた侵害が如何なるものであっても、未だ出生していないが胎動のある (生きている) 子どもを意図的に殺す (<b>willful killing</b>) 者は、<b>故殺</b>であると定義している。</p>
ノースカロライナ	<p><u>N.C. Gen. Stat. §14-18.2</u> は、妊婦が負わせられた侵害に関して、<b>重罪 (felony)</b> を犯す者が、女性が妊娠していると知っていて危害を及ぼし、結果として、その危害が女性に流産、あるいは、死産を引き起こさせた場合、犯した重罪よりも<b>1等級重い罪</b>となると述べている。</p>
ノースダコタ*	<p><u>N.D. Cent. Code, §§12.1-17.1-01~12.1-05</u> は、<b>中絶</b>に関して、人、及び、未だ出生していない子どもについて定義している。同法は、未だ出生していない子どもの<b>謀殺</b>、あるいは、<b>故殺</b>を定義している。同法はまた、未だ出生していない子どもを殺した者は、<b>殺人の罪</b>となると述べ、処罰も規定している。</p>
オハイオ*	<p><u>Ohio Rev. Code Ann. §2903.01, et seq.</u> は、<b>加重謀殺 (aggravated murder)</b>、<b>謀殺</b>、<b>故意故殺</b>、<b>非故意故殺</b>、<b>過失致死</b>、<b>加重乗物殺人 (aggravated vehicular homicide)</b>、<b>加重乗物暴行 (aggravated vehicular assault)</b>、<b>重罪暴行 (felonious assault)</b>、<b>加重暴行 (aggravated assault)</b>、<b>暴行 (assault)</b>、<b>過失暴行 (negligent assault)</b> を定義している。同法は、「他のもう一人の子宮にもたらされる、あるいは、もたらされた、未だ出生していない “<b>ホモサピエンス</b>” の種の構成員」と定義付けられている人 (<b>person</b>) に適用される。</p>

オクラホマ*	<p><u>Okla. Stat. Ann. tit. 21, §713</u> は、未だ出生していないが胎動のある（生きている）子どもを意図的に殺すこと (willful killing) について、そのような子どもの母親となる人が負わせられた損害が如何なるものであっても、故殺であると定義している。同法は、胎動がある（生きている）が生育可能性のない子ども (a quick nonviable child)、未だ出生していないが胎動のある（生きている）子ども、及び、成育可能性のある胎児にも適用される。</p>
ペンシルヴァニア*	<p><u>Pa. Cons. Stat. Ann. tit. 18 §106, 1102, 及び 2604</u> は、未だ出生していない子どもの殺人について、第1級・第2級・第3級を定義し、処罰を規定している。</p> <p><u>Pa. Cons. Stat. Ann. tit. 18 §2603</u> は、未だ出生していない子どもについての殺人を定義している。個人が意図的に (intentionally)、認識しながら (knowingly)、未必の故意ないし認識ある過失によって、あるいは、過失により (negligently)、未だ出生していない子どもの死を引き起こす場合、刑事上、その子どもについての殺人を犯すことになる。</p> <p><u>Pa. Cons. Stat. Ann. tit. 18 §2605</u> は、未だ出生していない子どもについての故意故殺を定義し、処罰を規定している。</p>
ロードアイランド	<p><u>R.I. Gen. Laws §11-23-5</u> は、「胎動のある（生きている）子ども (quick child)」について定義している。未だ出生していないが胎動のある（生きている）子どもを意図的に殺すこと (willful killing) について、その子どもの母親が負わせられた侵害が如何なるものであっても、故殺とみなされる。</p>
サウスカロライナ	<p><u>State vs. Home, 319 S.E.2d 703 (S.C. 1984)</u> は、子宮内で生育可能な人間を殺すことは、刑事上の殺人を構成しないとして、故意故殺の有罪判決を棄却した。同判例は、<u>S.C. Code Ann. §16-3-10</u> を参照している。</p> <p><u>State vs. Ard, 505 S.E.2d 328(S.C. 1998)</u> は、謀殺の判決に関連して、<u>S.C. Code Ann. §16-3-20(C)(a)</u>の「人 (person)」及び「子ども (child)」という用語が、生育可能な胎児を含むものであるとした。</p>
サウスダコタ*	<p><u>S.D. Codified Laws Ann. §22-16-41</u> は、乗物による殺人 (vehicular homicide) について定義し、それは未だ出生していないが子どもの死も含んでいる。</p> <p><u>S.D. Codified Laws Ann. §22-16-1.1</u> は、女性が未だ出生していないが子どもを懐胎している妊婦であるということを知って、あるいは、すべからず知りながら、法的な正当性なく、未だ出生していない子どもの死を引き起こした者に適用される胎児殺人 (fetal homicide) を定義している。同法は処罰を規定している。</p>
テネシー	<p><u>Tenn. Code Ann. §39-13-214 及び 39-13-215</u> は、「他のもう一つ (another)」及び「他のもう一人 (another person)」を人間の生育可能な胎児と定義している。その場合、罪を為す如何なる行為の被害者にも、この編の条項によって、こうした用語が用いられる。同法は、未必の故意ないし認識ある過失による殺人について、他のもう一人を思慮なく殺すことと定義している。</p>

テキサス*	Tex. Penal Code Ann. §1.07 は、未だ出生していない子どもの死、あるいは、損害に係り、処罰を規定している。同法は、個人を生きている人間と定義しているが、受精から出生に至るまで、如何なる妊娠段階における、未だ出生していない子どもについても、それに含まれる。
ユタ*	Utah Code Ann. §§76-5-201, et seq. は、意図的に (intentionally)、認識しながら (knowingly)、未必の故意ないし認識ある過失によって、未だ出生していない子どもを含む、その他の人間の死を引き起こす者は、刑事上、殺人を犯すことになると言明している。
ヴァージニア	Va. Code § 18.2-32.2 (2004) は、不法に (unlawfully)、意図的に (willfully)、計画的に (deliberately)、悪意をもって (maliciously)、そして、予謀によって (with premeditation)、胎児を殺す者は、第 2 級重罪で有罪となると言明している。同法はまた、処罰も規定している。
ワシントン	Wash. Rev. Code Ann. §9A.32.060 は、未だ出生していないが胎動のある (生きている) 子どもを意図的に (intentionally)、不法に (unlawfully) 殺すことについて、そのような子どもの母親に負わせた損害が如何なるものであっても、第 1 級故殺 (manslaughter in the first degree) で有罪となると言明している。
ウィスコンシン*	Wis. Stat. §940.04 (2), et seq. は、未だ出生していないが胎動のある (生きている) 子どもの生命を意図的に (intentionally) に殺した如何なる者も、あるいは、未だ出生していない子どもの生命を殺す意図をもってなされる行為によって、その母親の死を引き起こした如何なる者も、有罪となると言明している。 そのような母親の死を引き起こす行為が犯された時に、胎児が生きていたということを証明する必要がある。
合 計	胎児殺人に関する法律を有する州は、32**州

出典 : NCSL (National Conference of State Legislatures)

\* 印は、「妊娠の如何なる状態においても (any state of gestation)」、「懐胎 (conception)」、「受精 (fertilization)」あるいは「受精後 (post-fertilization)」といった文言によって妊娠の初期段階に適用される、胎児殺人に関する法律を有する州を示している。

\*\* 印は、制定法によってではなく、ただ判例によってのみ、胎児の殺人/故殺 (fetal homicide/manslaughter) に関する法律を制定したマサチューセッツとサウスカロライナの 2 州を示している。

# 「胎児を使用する実験」を禁止する州法を違憲とした 連邦裁判所判決の紹介

\*\*\*\*\*

永水 裕子（国立成育医療センター研究所 成育政策科学研究部

リサーチ・レジデント

上智大学法学部 客員研究員／民法・医事法）

## I. はじめに

本稿では、河原直人氏によるアメリカ合衆国の州制定法比較に続き、アリゾナ州、イリノイ州、ルイジアナ州、ユタ州の制定法が連邦裁判所によって違憲とされた裁判例を紹介する。これらの州法は刑法典であり、禁止される「実験」と禁止されない行為との区別に関する見解が医療の専門家間で分かれているため、ある医師が禁止されないと行って行った行為が、当局の恣意的判断により「禁止される行為」に該当すると判断される危険性があり、医師らの行為を不当に萎縮させるというのが違憲とされた主たる理由である。ただ、これらの違憲とされた制定法は改正されておらず、かつこれらの制定法において「実験」の定義が未だ規定されていないことを付記しておく。

## II. 判例紹介

[1] Margaret S. v. Edwards, 794 F.2d 994 (5<sup>th</sup> Cir. 1986) (連邦控訴裁判所第5巡回区)

本件では、「当該実験が、まだ生まれていない子ども(unborn child)又は子どもにとって治療となる場合でなければ」、それらの子どもの「生死にかかわらず、中絶の結果生まれた」これらの子どもに対する「実験を何人も行ってはならない」というルイジアナ州法の規定（この規定に違反すると刑罰を科される。）が漠然性ゆえに無効であるかが争われた。

連邦控訴裁判所第5巡回区は、これを漠然性ゆえに無効であると判示したが、その理由は以下のとおりである。まず、一般的に、州法が「無限定であるがゆえ（州の）恣意的な裁量の行使のみにより執行される、内在的に基準のないものである」場合には、第14修正のデュー・プロセス条項の下で漠然性ゆえに無効とされることが明かにされる。そして、具体的に本件の規定については、次のように述べられる。「医師らは、医学的実験と医学的検査(medical tests)を明確に区別していないし、区別できない。専門家証人が指摘したとおり、現在『標準的な』医学的検査は、すべて『実験』として始まり、結果の観察、利益の確認、そしてしばしば技術の修正を加えるというゆるやかなプロセスによって、標準となったのである。」従って、標準的な検査と実験との間には、検査と実験とが重なっている分野が広く存在しているのである。医学的見地から見れば、実験と検査、及び研究と臨床の区別に、ほとんど意味がないことを考えると、禁止される行為とそうでない行為を明確に示していない本件の規定は、漠然性ゆえに違憲となるのである。（なお、違憲となったこの規定は、



現在も LA. REV. STAT. § 40: 1299.35.13 (West 2004) に当時の文言のまま残っている。)

[2] *Lifchez v. Hartigan*, 735 F. Supp. 1361 (N. D. Ill. 1990) (連邦地裁イリノイ州北部裁判区)

本件は、生殖内分泌学及び不妊カウンセリングを専門としている医師らのクラスを代表する Lifchez 医師による、イリノイ州中絶法の胎児実験規定の違憲性を主張したクラス・アクションである。問題となった規定は、胎児にとって「治療的でなければ、何人も胎児の売却や実験をしてはならない。この規定に故意に違反した者は、A 級軽罪に該当する。」というものである。ただし、この規定は、体外受精そのものを禁止してはいない。連邦地裁イリノイ州北部裁判区は、この規定が Lifchez 医師のような人々が、彼らの医学的慣行が刑罰に値するのを知ることが出来ないほどあいまいな規定であることから、第 14 修正のデュー・プロセス条項に違反し、違憲であると判示した。

まず、あいまいな法律は、①どのような行為が禁止されるかを一般人に対して適切に知らしめておらず、②警察、裁判官、陪審等による恣意的で差別的な法の適用を招く危険性があり、従って、③憲法上保護された権利を人々が行使することに対する萎縮効果をもたらすことから、あいまいな刑罰法規を漠然性ゆえに無効とするのであると判示する。具体的にイリノイ州の当該規定については、「実験」という言葉の定義をめぐって様々な解釈がある（例えば、①純粋な研究であり、被験者に対する直接の利益はなく、研究の唯一の目的が、研究者の知見を増やすことにあるもの、②それまで十分にテストされていないためその効果が一般的に認められていないか、または現在の医療慣行からかけ離れた処置、③標準的な技術であるが、当該医療従事者や施設において初めて行われる処置、④より良い治療法を確立するために臨床の場で行う医学的治療）。「実験」の定義がこれほど広範であるならば、Lifchez 医師らが行っている診断技術（例えば、羊水検査、絨毛検査が「実験」に該当するのか否か）、体外受精に関連する技術、妊婦の健康診断のための胎児組織の検査がこの規定の「実験」に該当するのかを判断することは至難の業である。このようにこの規定は、通常の知性をもつ人に対してどの行為が違法であるかを警告していないため、漠然性ゆえに、第 14 修正に抵触し違憲である<sup>1</sup>。（なお、違憲となったこの規定は、現在も 720 ILL. COMP. STAT. 510/6(7) (2004) に

<sup>1</sup> この規定が、*Roe v. Wade* とその後の判例で確立された女性のプライバシー権と生殖の自由を侵害しているがゆえに違憲であることも判決中で言及されているが、中心的な論点ではないため、割愛した(Clapp, *infra* note 7, at 1085-90 参照)。なお、*Roe v. Wade*, 410 U.S. 113(1973)と一連の判例について紹介・分析した文献に、石井美智子『人工生殖の法律学 生殖医療の発達と家族法』117 頁以下 (有斐閣、1994)、高橋一修「*Roe v. Wade* 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (1)」英米判例百選[第三版]82 頁 (有斐閣、1996)、米沢広一「子ども、親、政府—アメリカの憲法理論を素材として— (三・完)」神戸学院法学 15 巻 4 号 34-53 頁(1985)、根本猛「人工妊娠中絶とアメリカ合衆国最高裁判所 (一) — (三)」静岡大学法政研究 1 巻 1 号 39 頁、1 巻 2・3・4 号 289 頁、2 巻 2 号 41 頁 (1996—97)、樋口範雄「妊娠中絶規制に関する最新判例」法学セミナー 455 号 10 頁 (1992)、高井裕之「*Planned Parenthood v. Casey* 妊娠中絶と憲法上のプライバシーの権利 (2)」英米判例百選[第三版] 84 頁 (有斐閣、1996)、永水裕子「成熟した未成年者の人工妊娠中絶について決定する権利とアメリカ法(1)」上智法学論集 48 巻 1 号 172—190 頁 (2004) 等がある。

当時の文言のまま残っている<sup>2</sup>。)

[3] *Jane L. v. Bangerter*, 61 F.3d 1493 (10<sup>th</sup> Cir. 1995) (連邦控訴裁判所第 10 巡回区)

本件においては、「医師の最善の医学的判断による助言を受け入れて遺伝的異常(genetic defects)を検査する以外には、『生きている、まだ生まれていない子ども(live unborn children)』を実験に使用してはならない」というユタ州法の規定が問題となった。この規定に違反した場合には、第三級重罪に該当する。医師らを含む原告は、原審においてこの規定が彼らの憲法上保護されたプライバシー権を侵害していることと、漠然性ゆえに違憲であることを主張した。これに対して連邦地裁は、胎児又は母親に利益を与える意図があるならば、胎児が「実験に使用された」とはいえないとして、この規定の合憲限定解釈を行い、プライバシー権侵害という主張も却下した。これを受けて、原告は、連邦地裁の合憲限定解釈は、この規定の明白な意味と立法経過(legislative history)に反しており<sup>3</sup>、確立された制定法解釈の原則に反していると主張し、この規定は漠然性ゆえに無効であるとして上訴した。連邦控訴裁判所第 10 巡回区は、この規定が漠然性ゆえに違憲であると判示した。

その理由は以下のとおりである。まず、法律は、「通常の知性を有する人間に対して、何が禁止される行為であるかを分からせ、それに従って行動することができるように合理的な機会を与え」なければならないこと、第二に、警察、裁判官、陪審等に恣意的で差別的な法の適用をさせないような明確な基準が必要であることから、「平均的な人間(average person)に対して、何が禁止された行為であるかを警告していない」刑罰法規を漠然性ゆえに無効とするのであるという一般的な規範を確認する。その上で、本件の具体的な規定について、「実験」という文言には、例えば、①ある医療従事者がルーティンに行っていない処置、②他者を利するために被験者に対して行われる処置、③必ずしも実験対象となる者の利益にならない純粋な研究等の定義があり、これらの定義は対立しているがいずれも有力な定義であることから、医療従事者にとって何が禁止される行為であるかを明らかに知らせているとはいえないとした。連邦地裁の合憲限定解釈が、この規定の明白な意味と立法経過に反しており、この規定は漠然性ゆえに無効であるという原告の主張も認められた。(なお、違憲となったこの規定は、現在も UTAH CODE ANN. § 76-7-310 (2004) に当時の文言のまま残っている。)

<sup>2</sup> イリノイ州は、中絶以外の方法で得られた、死んでいる胎児や乳児からの組織の使用を許容している (720 ILL. COMP. STAT. §510/12.1(2004))。

<sup>3</sup> 明白な意味の原則 (plain meaning rule) とは、「文言の意味が明白な場合には、その他の資料(法律の前文、条文見出し、他の条文、立法資料など)を参照して別の意味に解釈することは許されないとするもの」である。「アメリカの裁判所でも文言の明白な意味は日本よりも尊重されているが、それと並んで法律の解釈のために立法経過を参照することも行われており、その傾向は近年さらに顕著になっている。」(田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会、1991)

[4] *Forbes v. Napolitano*, 236 F.3d 1009 (9<sup>th</sup> Cir. 2000) (連邦控訴裁判所第9巡回区)

本件で問題となったのは、中絶胎児を医学的実験(experimentation)や科学的または医学的調査(investigation)の目的で使用することを刑罰で禁止する(第5級重罪に該当)というアリゾナ州法の規定である。この規定が違憲であることを主張する原告は、この規定のせいでパーキンソン病「治療」のために胎児の脳組織の移植を受けることが出来ないパーキンソン病患者、及び刑事訴追を受ける可能性があることから、これらの患者に対してこのような「治療」を施すことが出来ない医師らである。

連邦控訴裁判所第9巡回区は、本件で問題となっている憲法上の権利は、第14修正のデュー・プロセス条項で保障される、どのような行為が法で禁止されるかを公正に知らされる権利(the right to fair notice)であるとする。ここでいう「知らされる」とは、実際の告知である必要はないが、どのような行為が禁止されるかを識別する合理的機会を人々に与えるものでなければならない。すなわち、禁止される行為の「核心(core)」がきちんと定義されていなければならないとされる。そして、どの行為が禁止されるかを明らかにしていない規定は、憲法上保護された自由を恣意的に奪う危険性をもっていることから、許容できない程漠然としているとして違憲無効とされるのである。

さて、本件で問題となっている規定において、刑罰で禁止されている行為とそうでない行為を区別する機会が合理的に与えられているだろうか。裁判所の答えは、「与えられていない」であった。胎児組織を用いる「実験」と「治療」の区別は不確定であるため、アリゾナ州の制定法及び他の違憲とされた州法(本稿で紹介した[1]-[3]のこと)においても、医師が中絶胎児から得た組織を患者の医学的利益の促進を目的とした検査や治療に使用した場合に、その行為が州法により禁止され(すなわち「実験」に該当するとされ)、違法であると州が判断する可能性がある。このアリゾナ州法のように、「医学的実験を禁じているが、州がどこで実験と治療の区別をすべきかの指針を与えていない制定法は、医師らに擬制的告知(constructive notice)<sup>4</sup>を与えておらず、制定法の範囲を明確にする基準を警察、検察官、陪審、裁判官に与えていない。」以上の理由から、このような指針や基準を与えていないアリゾナ州法のこの規定は、漠然性ゆえに違憲であると判断された。(なお、違憲となったこの規定は、現在も ARIZ. REV. CODE § 36-2302 (2004) に当時の文言のまま残っている。)

### III. 解説

1. アメリカ合衆国憲法第14修正には、「いかなる州も、人から法のデュー・プロセスによらずして生命、自由もしくは財産を剥奪してはならない」<sup>5</sup>と規定されている。これは、イギリスのマグナ・

<sup>4</sup> これは、刑法における禁止規定によりすべての禁止行為を列挙することが到底不可能であることから、禁止される行為を人々に「実際に具体的に知らせること(actual notice)」が出来ないので、禁止される行為が何であるかを人々に「禁止行為の核心部分を明らかにすること」によって認識してもらうという概念のようである。

<sup>5</sup> 第14修正の訳は、松井茂記『アメリカ憲法入門[第5版]』339頁(2004)を使用した。

カルタの国法規定に由来し、「国王の恣意的な権力行使に対する保障」としての「正規の裁判所手続の保障」を意味していた<sup>6</sup>。本稿で問題となっている権利は、適正な手続によらなければ刑罰を科せられない権利であるが、要するに、どのような行為が法で禁止されるかを公正に知らされる人々の権利である。このような権利が侵害されているか否かが問題となっている場合には、違憲審査基準として「漠然性ゆえに無効」の法理が使用される。これは、文字通り、刑罰法規が漠然としており、人々に対して何が禁止される行為であるかを知らしめていない場合には、その規定が無効とされるという法理である。この法理が使われるのは、①刑罰法規の文言が曖昧である場合には、当局の恣意的判断により、憲法上保護されている権利・自由が不当に奪われる危険性があるからであり、かつ②合理的な人間がそのような刑罰法規を見ても、憲法上保護されている権利・自由に基づく行為とそうでない行為との区別ができないのであれば、人々が憲法上保護されている権利・自由に基づく行為までも差し控えるという「萎縮効果」が生じるからである。

2. 本稿で紹介した裁判例は、いずれも州の制定法が、「実験」という概念を明確に定義しておらず、禁止される「実験」と禁止されていない「治療」ないしは「検査」との区別を医療従事者に公正に知らせていないため、彼らが憲法上保護された権利・自由（これらの裁判例では、「実験」という文言の曖昧さについてのみ判示され、どのような基本的権利が侵害されているかが明確にされていないが、研究を行う権利や治療を提供する権利という権利であろう<sup>7</sup>。）を行使することを躊躇させている（ここで「萎縮効果」が生じている）。

例えば、[1]のケースでは、中絶の結果生まれた子どもに対する「実験」ができないという規定が問題となったが、禁止される「実験」と許容される「検査」の区別は、現在「標準的な」医学的検査がすべて「実験」として始まり、やがて標準となったことを考えると明確ではないため、禁止される行為とそうでない行為を明確に示していないとされた。[2]のケースでも同じような規定が問題となったが、「実験」の定義が広範であり（その詳細については、資料[2]を参照）、医師らが行っている診断技術（例えば、羊水検査、絨毛検査）、体外受精に関連する技術、妊婦の健康診断のための胎児組織の検査が「実験」に該当するかを判断することは至難の業であり、禁止される行為とそうでない行為の区別を明確に示していないとされた。[3]のケースもほぼ同様のことを判示する。[4]のケースは、[1]から[3]の先例を踏襲している。すなわち、胎児組織を用いる「実験」と「治療」の区別は不確定であるため、医師が中絶胎児から得た組織を患者の医学的利益の促進を目的とした検査や治療に使用した場合に、その行為が州により「実験」に該当すると判断される可能性は否定できず、両者の区別が不明確であるとされた。

このように、これらの裁判例で問題となった制定法は、禁止される「実験」と禁止されていない

<sup>6</sup> 松井・前掲注(5) 261頁。

<sup>7</sup> M. Clapp, *State Prohibition of Fetal Experimentation and the Fundamental Right of Privacy*, 88 COL. L. REV. 1073, 1079 (1988).